

令和5年9月27日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 「かながわ I C T ・データ利活用推進計画」の改定（骨子案）について……………	1
2 本庁機関の再編について……………	4
3 「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」 の一部改正について……………	5

1 「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」の改定（骨子案）について

(1) 趣旨

本県では、令和元年7月に「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」に取り組んできた。

また、コロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れに対応するため、令和3年12月に「かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略」（以下、「前戦略」という。）を策定し、県の D X の加速化を図ってきた。

このたび、今後の県のデジタル化の推進に向けて、「かながわグランドデザイン実施計画」及び「行政改革大綱」の策定に合わせて、新たな計画の骨子案を取りまとめたので報告する。

(2) 計画及び戦略の成果と課題

ア 成果

- ・ 前計画及び前戦略に基づき、「くらしの情報化」と「行政の情報化」に取り組んだ結果、前計画に掲げた施策目標を概ね達成した。
- ・ 具体的には、新型コロナウイルス感染症を想定した「新たな生活様式」に対応する中で、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化、テレワークの推進などについて大きく進めることができた。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策においても、デジタルを活用し業務を効率化するとともに、「新型コロナ対策パーソナルサポート」など、県民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供した。

イ 課題と今後の取組

- ・ 今後、県のデジタル化の推進に向けては、国の動向やデジタル技術の情勢などに留意しつつ、令和5年3月に実施した計画及び戦略の総括点検の結果を踏まえ、取組を継続していく必要がある。
- ・ 具体的には、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の重点取組事項の着実な推進と、さらなるデジタル人材の確保・育成、オープンデータの取組やデータ統合連携基盤の利活用分野の拡充、市町村支援・連携に取り組む必要がある。

(3) 改定の概要

ア 計画名称

神奈川 D X 計画

イ 計画期間

新たな「かながわグランドデザイン実施計画」及び「行政改革大綱」の計画期間に合わせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

ウ 改定の方向性

- ・ わかりやすい構成とするため、計画と戦略を統合する。
- ・ 計画のビジョンとして、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を位置付ける。
- ・ 計画推進の基本方針として、前戦略の「7つの戦略」を位置付ける。
- ・ 計画の施策体系として、「くらしのデジタル化」及びこれを支える「行政のデジタル化」を位置付ける。
- ・ 「くらしのデジタル化」の施策分野及び「行政のデジタル化」の取組事項として、新たな「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクト及び国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の重点取組事項を中心に位置付ける。

(4) 計画の骨子案

別紙のとおり

(5) 今後の予定

令和5年12月	第3回県議会定例会に改定素案を報告
令和5年12月	
～令和6年1月	県民意見募集の実施
2月	第1回県議会定例会に改定案を報告
3月	計画を改定

神奈川DX計画の骨子案

神奈川DX計画	かながわICT・データ利活用推進計画
<p>はじめに（計画の概要）</p> <p><u>1 策定の趣旨</u></p> <p><u>2 ビジョン</u></p> <p><u>3 計画期間</u></p> <p><u>4 計画の位置付け</u></p> <p>第1章 現状と課題</p> <p>1 これまでの取組</p> <p>2 <u>デジタル技術の情勢</u></p> <p>3 国の動向</p> <p>4 課題</p> <p>第2章 基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>2 <u>推進体制</u></p> <p>第3章 施策の基本的な考え方</p> <p>1 <u>施策の体系</u></p> <p>(1) <u>くらしのデジタル化</u></p> <p>(2) <u>行政のデジタル化</u></p> <p>2 進行管理</p>	<p>(新規)</p> <p><u>I 本編</u></p> <p>第1章 現状と課題</p> <p>1 これまでの取組</p> <p>2 <u>ICTの情勢</u></p> <p>3 国の動向</p> <p>4 課題</p> <p>第2章 基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>2 <u>計画の位置付け</u></p> <p>3 <u>推進体制</u></p> <p>4 <u>計画期間</u></p> <p>5 <u>計画推進の視点</u></p> <p>第3章 施策の基本的な考え方</p> <p>1 <u>基本的な考え方</u></p> <p>(1) <u>柱Ⅰ くらしの情報化</u></p> <p>(2) <u>柱Ⅱ 行政の情報化</u></p> <p>2 進行管理</p> <p><u>Ⅱ 施策集</u></p>
<p><u>施策集</u></p>	<p>(新規)</p>

2 本庁機関の再編について

(1) 再編の目的

効率的かつ効果的に施策・事業を推進する体制を構築し、県民サービスの維持・向上を図るため、令和6年4月に本庁機関の再編を実施する。

(2) 再編の視点

再編にあたっては、局の規模や業務の関連性・親和性、県民へのわかりやすさ等を考慮する。

(3) 再編の主な内容

国際文化観光局とスポーツ局の統合

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、ねんりんピックかながわ2022の終了に伴い、スポーツ局が小規模となっている。

そこで、業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とスポーツ局を統合し、一定の組織規模を確保することで、年度途中に生じた課題等に対し、迅速・柔軟に対応できる体制を構築するとともに、効果的・一体的に施策を推進するため、国際文化スポーツ観光局（仮称）を設置する。

（一体的に取り組む施策の具体例）

- ・スポーツ施策と観光施策が効果的に連携した、魅力的なスポーツツーリズム
- ・スポーツや文化活動を通じた国際交流事業等の推進

(4) 今後の予定

令和5年11月 第3回定例会に神奈川県局設置条例等の改正を提案
令和6年4月 再編実施

3 「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」の一部改正について

(1) 改正の理由

「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」は、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めた条例である。

このうち、電柱、管類等の設置に係る使用料は「神奈川県道路占用料等徴収条例」に準拠しており、同条例が改正される予定であることから、所要の改正を行う。

<神奈川県道路占用料等徴収条例の改正内容（令和6年4月1日施行予定）>

令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ道路占用料の額を改定するとともに、国土交通大臣が定める所在地区分に該当する市町村の見直しにあわせて綾瀬市の所在地区分を変更する。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定

電柱、管類等の設置に係る使用料の額を別添のとおり改定する。

イ 綾瀬市の所在地区分の変更

綾瀬市の所在地区分を第一級地から第二級地へ変更する。

所在地区分	現行	改正（案）
第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市
第二級地	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町
第三級地	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	山北町、清川村	山北町、清川村

(3) 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正案を提出
令和6年4月1日 改正条例の施行

<別添>

区分		所在地	現行	改正(案)
第一種電柱		第一級地	2,370円/本・年	2,460円/本・年
		第二級地	1,880円/本・年	1,940円/本・年
		第三級地	1,560円/本・年	1,630円/本・年
		第四級地	1,450円/本・年	1,530円/本・年
第二種電柱		第一級地	3,650円/本・年	3,780円/本・年
		第二級地	2,890円/本・年	2,980円/本・年
		第三級地	2,400円/本・年	2,510円/本・年
		第四級地	2,230円/本・年	2,350円/本・年
第三種電柱		第一級地	4,920円/本・年	5,100円/本・年
		第二級地	3,890円/本・年	4,030円/本・年
		第三級地	3,240円/本・年	3,380円/本・年
		第四級地	3,000円/本・年	3,170円/本・年
第一種電話柱		第一級地	2,120円/本・年	2,200円/本・年
		第二級地	1,680円/本・年	1,740円/本・年
		第三級地	1,400円/本・年	1,460円/本・年
		第四級地	1,290円/本・年	1,360円/本・年
第二種電話柱		第一級地	3,390円/本・年	3,520円/本・年
		第二級地	2,690円/本・年	2,780円/本・年
		第三級地	2,230円/本・年	2,330円/本・年
		第四級地	2,070円/本・年	2,180円/本・年
第三種電話柱		第一級地	4,660円/本・年	4,830円/本・年
		第二級地	3,690円/本・年	3,820円/本・年
		第三級地	3,070円/本・年	3,200円/本・年
		第四級地	2,850円/本・年	3,000円/本・年
その他の柱類		第一級地	210円/本・年	220円/本・年
		第二級地	170円/本・年	170円/本・年
		第三級地	140円/本・年	150円/本・年
		第四級地	130円/本・年	140円/本・年
共架電線		第一級地	1,660円/本・年	1,720円/本・年
		第二級地	1,320円/本・年	1,360円/本・年
		第三級地	1,090円/本・年	1,140円/本・年
		第四級地	1,020円/本・年	1,070円/本・年
看板		第一級地	8,010円/㎡・年	8,200円/㎡・年
		第二級地	4,730円/㎡・年	4,310円/㎡・年
		第三級地	1,510円/㎡・年	1,330円/㎡・年
		第四級地	1,040円/㎡・年	910円/㎡・年
標識		第一級地	3,390円/本・年	3,520円/本・年
		第二級地	2,690円/本・年	2,780円/本・年
		第三級地	2,230円/本・年	2,330円/本・年
		第四級地	2,070円/本・年	2,180円/本・年
管類	外径が0.07メートル未満のもの	第一級地	89円/m・年	92円/m・年
		第二級地	70円/m・年	73円/m・年
		第三級地	59円/m・年	61円/m・年
		第四級地	54円/m・年	57円/m・年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	第一級地	130円/m・年	130円/m・年
		第二級地	100円/m・年	100円/m・年
		第三級地	84円/m・年	87円/m・年
		第四級地	78円/m・年	82円/m・年

区 分		所在地	現 行	改正 (案)
管	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	第一級地	190円/m・年	200円/m・年
		第二級地	150円/m・年	160円/m・年
		第三級地	130円/m・年	130円/m・年
		第四級地	120円/m・年	120円/m・年
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	第一級地	250円/m・年	260円/m・年
		第二級地	200円/m・年	210円/m・年
		第三級地	170円/m・年	170円/m・年
		第四級地	160円/m・年	160円/m・年
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	第一級地	380円/m・年	400円/m・年
		第二級地	300円/m・年	310円/m・年
		第三級地	250円/m・年	260円/m・年
		第四級地	230円/m・年	250円/m・年
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	第一級地	510円/m・年	530円/m・年	
	第二級地	400円/m・年	420円/m・年	
	第三級地	340円/m・年	350円/m・年	
	第四級地	310円/m・年	330円/m・年	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	第一級地	890円/m・年	920円/m・年	
	第二級地	700円/m・年	730円/m・年	
	第三級地	590円/m・年	610円/m・年	
	第四級地	540円/m・年	570円/m・年	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	第一級地	1,270円/m・年	1,320円/m・年	
	第二級地	1,010円/m・年	1,040円/m・年	
	第三級地	840円/m・年	870円/m・年	
	第四級地	780円/m・年	820円/m・年	
類	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	第一級地	2,540円/m・年	2,640円/m・年
		第二級地	2,010円/m・年	2,080円/m・年
		第三級地	1,680円/m・年	1,750円/m・年
		第四級地	1,550円/m・年	1,640円/m・年
	外径が2メートル以上のもの	第一級地	5,090円/m・年	5,270円/m・年
		第二級地	4,030円/m・年	4,160円/m・年
		第三級地	3,350円/m・年	3,500円/m・年
		第四級地	3,110円/m・年	3,280円/m・年